

○志摩市犬及び猫の不妊手術費助成金交付要綱

平成16年10月1日

告示第46号

改正 平成20年3月27日告示第21号

平成22年11月16日告示第152号

平成28年2月8日告示第23号

令和4年5月16日告示第68号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内における捨て犬及び捨て猫を防止し、市民の良好な生活環境を保持するため、犬及び猫の不妊手術又は去勢手術費(以下「手術費」という。)の一部を助成することに関し、志摩市補助金等交付規則(平成16年志摩市規則第60号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 助成の対象者は、市内に住居を有し、獣医師による飼い犬、飼い猫及び野良猫に不妊手術又は去勢手術を行った者とする。ただし、犬については当該年度において登録及び狂犬病予防注射済のものに限る。

(助成金の額)

第3条 助成金の額は、手術1件につき、次の表に定める額とする。

| 犬及び猫 | |
|--------|--------|
| 雄 | 雌 |
| 2,500円 | 4,000円 |

(交付申請等)

第4条 手術費の助成を受けようとする者は、手術を行った日から起算して60日以内に犬及び猫の不妊手術費助成金交付申請書兼請求書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定等)

第5条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、助成金を交付することに決定したときは、申請者が指定した口座に振り込むことにより当該助成金の交付を行うものとする。この場合において、助成金の交付決定に係る通知等は省略する。

3 市長は、第1項の審査の結果、不交付と決定したときは、犬及び猫の不妊手術費助成金不交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第6条 市長は、申請者が偽りその他不正な方法により助成金の交付の決定を受けたときは、その決定を取り消し、又は既に交付を受けた助成金の返還を求めることができる。

(その他)

第7条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成16年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の浜島町飼犬等避妊手術費補助金交付要綱(平成8年浜島町要綱第1号)、大王町飼犬等避妊手術費補助金交付要綱(平成6年大王町要綱第1号)、志摩町犬及び猫の不妊手術費等助成金交付要綱(平成7年志摩町要綱第1号)、犬及び猫の不妊手術費助成金交付要綱(平成15年阿児町告示第47号)又は磯部町飼犬等避妊手術費助成金交付要綱(平成9年磯部町要綱第11号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成20年3月27日告示第21号)

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成22年11月16日告示第152号)

(施行期日)

1 この告示は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、改正前の志摩市犬及び猫の不妊手術費助成金交付要綱の規定により、犬及び猫の不妊手術を行った場合は、なお、従前の例による。

附 則(平成28年2月8日告示第23号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和4年5月16日告示第68号)

この告示は、公表の日から施行する。